

## 平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会設置要綱

(平成23年3月15日制定)

### 一 設置

平成二十三年三月十一日に発生した「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」は、我が国でかつて経験したことのないマグニチュード九・〇の強烈な地震と直後の大津波により、本県において多くの死者・行方不明者、負傷者を初め、家屋の流失、倒壊・焼失など未曾有の大被害が生じており、県民生活に与える影響は極めて甚大である。

よって、速やかに県民生活の安定確保を図るための被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、宮城県議会に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」を置く。

### 二 構成

本委員会の委員は、県議会議員全員をもって充てる。

### 三 付議事件

被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧の総合的な対策に関する諸施策について

### 四 期間

設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

## 平成二十三年大震災対策調査特別委員会設置要綱

(平成23年5月31日改正)

### 一 設置

平成二十三年三月十一日に発生した「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」は、我が国でかつて経験したことのないマグニチュード九・〇の強烈な地震と直後の大津波により、本県において多くの死者・行方不明者、負傷者を初め、家屋の流失、倒壊・焼失など未曾有の大被害が生じており、県民生活に与える影響は極めて甚大である。

よって、速やかに県民生活の安定確保を図るための被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、宮城県議会に「平成二十三年大震災対策調査特別委員会」を置く。

### 二 構成

本委員会の委員は、県議会議員全員をもって充てる。

### 三 付議事件

被災者の救済措置並びに公共災害及び一般住宅被害の早期復旧の総合的な対策に関する諸施策について

### 四 期間

設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

# ○ 大震災に係る特別委員会設置要綱等

## 大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱

(平成23年12月21日制定)

(設置)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災からの復旧・復興対策の県議会としての一元化を図るとともに被災地域や県民生活の再生に向けた活動策について調査検討を行うため、宮城県議会に「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を置く。

(構成)

第二条 委員会は、県議会議員全員をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

2 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に理事会を置く。

3 理事会は、委員長、副委員長及び理事をもって構成する。

4 理事は、委員会で選任し、十二人とする。

5 理事会は、委員長が招集する。

(専門部会)

第三条 付議事件の調査を円滑に行うため、宮城県議会会議規則第六十九条に定める小委員会として、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、部会長及び副部会長は、専門部会において互選する。

3 専門部会の名称、定数、調査項目等については、委員会において定める。

4 専門部会の運営は別に定める。

(付議事件)

第四条 東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸施策について

(期間)

第五条 設置の日から議決が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

(委任)

第六条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮って委員長がこれを定める。

(参考)

## 大震災復旧・復興対策調査特別委員会専門部会運営要領

(趣旨)

第一条 この要領は、大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱第三条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の名称、定数及び調査項目等)

第二条 専門部会は次のとおりとする。

名称	調査項目	定数
生活再建支援専門部会	被災者の生活再建支援に関する諸施策について	十一
地域権限強化専門部会	復旧・復興に向けての地域権限の強化に関する諸施策について	十一
防災ネットワーク専門部会	防災ネットワークの再構築に関する諸施策について	十一
地域産業復興専門部会	地域産業の復興と雇用対策に関する諸施策について	十一
再生可能エネルギー専門部会	再生可能エネルギーと地域づくりに関する諸施策について	十一

2 調査項目に基づき詳細等については、専門部会で定める。

3 調査を行った結果については、大震災復旧・復興対策調査特別委員会に報告するものとする。

(専門部会員の任期)

第三条 専門部会員の任期は、選任の日から専門部会が調査を行った結果を委員会に報告したときまでとし、閉会中も調査を行うことができるものとする。ただし、委員会が専門部会における調査終了の決定をした場合はこの限りではない。

(専門部会員の選任)

第四条 専門部会員（以下「部会員」という。）は、委員長が会議に諮って指名する。

(専門部会長の議事整理、秩序保持権)

第五条 専門部会長（以下「部会長」という。）は、専門部会の議事を整理し、秩序を保持する。

(部会長の職務代行)

第六条 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が部長の職務を行う。

2 部会長及び副部会長にともに事故があるとき又は部会長及び副部会長がともに欠けたときは、部会長のあらかじめ指定する部会員がその職務を行う。

(招集)

第七條 専門部会は、部会長が招集する。  
2 部会員の定数の半数以上の者から調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、部会長は、専門部会を招集しなければならない。

(その他)

第八條 専門部会の定足数、専門部会の公開、専門部会への資料提出及び出席説明の要求、専門部会への参考人の出席、専門部会の記録については、委員会条例第十五条、第十八条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定を準用する。

## 大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱

(平成24年11月22日改正)

(設置)

第一條 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災からの復旧・復興対策の県議会としての一元化を図るとともに被災地域や県民生活の再生に向けた活動策について調査検討を行うため、宮城県議会に「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を置く。

(構成)

第二條 委員会は、委員十五人をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(付議事件)

第三條 東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸策について

(期間)

第四條 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。